

令和元年度厚生労働科学研究費補助金  
循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業

「健康診査・保健指導における健診項目等の必要性、妥当性の検証、及び地域における健診実施体制の検討のための研究（19FA1008）」2019年度分担研究報告書

14. 産業保健サービスを提供するために必要な活動時間に関する調査  
(中間報告)

研究分担者 立石清一郎 産業医科大学 保健センター 副センター長  
研究協力者 五十嵐 侑 (株式会社リコー 産業医)

研究要旨

【背景】産業医の業務は、職場巡視、衛生委員会の出席、健康診断の事後措置など多岐にわたる。2000年以降、過重労働やストレスチェックの面接指導など新たな業務が増えてきており、産業保健スタッフが個別のサービスを実施するに当たり投入している時間を調査が必要である。また、特定保健指導に対する産業保健スタッフの期待などが寄せられているが、産業保健スタッフが実践する余地がどの程度あるかを検証する。

【方法】日本産業衛生学会を通じて産業医部会（1677名）に参加を依頼した。郵送にて参加依頼文を送付し、参加許諾者については郵送物にあるURLまたはQRコードから入力するように依頼を行った。

【結果】197名の回答が得られ（回答率11.9%）184件を解析対象とした。安衛法健康診断（嘱託産業医20%、専属産業医23%）、特定健康診査・特定保健指導（2%、2%）、職場巡視（15%、6%）、衛生委員会（15%、7%）、ストレスチェック（7%、7%）、過重労働（7%、9%）、メンタルヘルス（16%、18%）、両立支援（6%、8%）、健康教育・労働衛生教育（6%、7%）、作業環境管理（3%、3%）、作業管理（3%、3%）、その他（3%、4%）であった。嘱託産業医のうち26%程度しか関与できないうえに、その投与可能時間は年8時間程度であること、専属産業医の33%が関与できると回答し、年に投入できる時間が99時間であった。

【考察】嘱託産業医の業務投入時間は法的要求事項である衛生委員会や職場巡視を合わせて30%であった。月当たりの契約時間の平均は8時間であり、追加業務の可能性は低いことが推察された。嘱託産業医及び専属産業医の両者とも、高齢者医療確保法による健康診査および特定保健指導への関与は2%と低調な状況であった。産業医の特定保健指導への関与は現時点では低調であることが示された。社会実装についても、制度だけ入れても混乱する可能性が高く、産業保健スタッフや事業場のメリット、安衛法健診対応との倫理的課題の克服が必要であることが示唆された。

## A. 研究目的

産業医の業務は、職場巡視、衛生委員会の出席、健康診断の事後措置など多岐にわたる。2000年以降、過重労働やストレスチェックの面接指導など新たな業務が増えてきているが、ほとんどの場合、産業医としての契約時間は変わっておらず、日々工夫をしながら業務をしていることが想定されている。本研究においては、産業保健スタッフが個別のサービスを実施するに当たり投入している時間を調査するものである。また、特定保健指導に対する産業保健スタッフの期待などが寄せられているが、産業保健スタッフが実践する余地がどの程度あるかを検証するとともに、具体的に実現可能な特定保健指導における産業保健スタッフの役割について提示する。

## B. 研究方法

日本産業衛生学会を通じて産業看護部会（約1700名）および産業医部会（1667名）に参加を依頼した。郵送にて参加依頼文を送付し、参加許諾者については郵送物にあるURLまたはQRコードから入力するように依頼を行った。今回は2月28日までに回答のあったもののうち産業医について解析を行った。なお、投入時間は労働安全衛生規則第14条に加え、高齢者医療確保法の健康診断に関連するもの、メンタルヘルス対策、身体疾患患者の職場復帰両立支援を含めた。

聴取項目は以下のとおりである。

- ・ 回答者属性
- ・ 企業属性
- ・ 医師および看護職歴
- ・ 契約時間
- ・ 業務ごとの投入時間割合
  - 安衛法健康診断
  - 特定健康診査・特定保健指導

- 職場巡視
- 衛生委員会
- ストレスチェック
- 過重労働
- メンタルヘルス
- 両立支援
- 健康教育・労働衛生教育
- 作業環境管理
- 作業管理
- その他

- ・ 産業医活動時間の充分度
- ・ 特定保健指導への関与可能性

企業に常に常駐している専属産業医と、非常勤で勤務する嘱託産業医とでは企業のニーズが異なる可能性が高い可能性が高い。また、産業医が必須である法的要求事項である職場巡視および衛生委員会への出席は、契約時間当たりの投入時間に差異があることが確実であるため分けて検討した。統計的解析にはIBM社製SPSS Ver.25を用いた。

## C. 研究結果

除外者について、産業衛生学会産業医部会会員のうち、海外在籍のもの1名および住所不定で返送のあった5名については除外とした。送付された1661名のうち、197名から回答が得られた（回答率11.9%）。回答されたもののうち、入力ミス等で回答が再生できないもの2件、及び現在契約事業場のないもの11件を除いた184件を解析対象とした。

### 【嘱託産業医について】

解析対象となったものは108件であった。事業場の特徴として業種は製造業44%、非製造業56%であった（表1）。労働者数の平均は401名（標準偏差84.5）であった（表2）。回答者の特徴として、医師歴13年（標準偏差9.6）で、月当たりの契約時間の平均は8時間（標準偏差

11.1) であった (表 3、表 4)。

・業務ごとの投入時間割合は以下の通りであった (表 5)。

- 安衛法健康診断 20%
- 特定健康診査・特定保健指導 2%
- 職場巡視 15%
- 衛生委員会 15%
- ストレスチェック 7%
- 過重労働 7%
- メンタルヘルス 16%
- 両立支援 6%
- 健康教育・労働衛生教育 6%
- 作業環境管理 3%
- 作業管理 3%
- その他 3%

嘱託産業医としての契約時間は充分であるかとの問いについては、充分である 14%、まあ充分である 49%、あまり充分でない 28%、まったく充分でない 9%であった (表 6)。あまり充分でないおよびまったく充分でないと回答したもの 40 名のうち、必要な契約時間は月当たりの平均が 24 時間 (標準偏差 27.3) であった (表 7)。現在の契約時間で特定健康診査にかかわることが可能か、という問いに対しては可能である 7%、まあ可能である 19%、あまり可能でない 41%、まったく可能でない 32%であった (表 8)。可能であるおよびまあ可能であると回答したもの 29 名のうち、特定保健指導にかかわることができる時間の平均は年 11 時間 (標準偏差 9.3 時間) であった (表 9)。

#### 【専属産業医について】

解析対象となったものは 76 件であった。事業場の特徴として業種は製造業 59%、非製造業 41%であった (表 10)。労働者数の平均は 3044 名 (標準偏差 4167) であった (表 11)。回答者の特徴として、医師歴 11 年 (標準偏差 8.0) で、週当たりの契約時間の平均は 31 時間 (標準偏差

8.0) であった (表 12、表 13)。

・業務ごとの投入時間割合は以下の通りであった (表 14)。

- 安衛法健康診断 23%
- 特定健康診査・特定保健指導 2%
- 職場巡視 6%
- 衛生委員会 7%
- ストレスチェック 7%
- 過重労働 9%
- メンタルヘルス 18%
- 両立支援 8%
- 健康教育・労働衛生教育 7%
- 作業環境管理 3%
- 作業管理 3%
- その他 4%

嘱託産業医としての契約時間は充分であるかとの問いについては、充分である 38%、まあ充分である 34%、あまり充分でない 21%、まったく充分でない 7%であった (表 15)。あまり充分でないおよびまったく充分でないと回答したもの 21 名のうち、必要な契約時間は月当たりの平均が 124 時間 (標準偏差 71) であった (表 16)。現在の契約時間で特定健康診査にかかわることが可能か、という問いに対しては可能である 16%、まあ可能である 17%、あまり可能でない 36%、まったく可能でない 32%であった (表 17)。可能であるおよびまあ可能であると回答したもの 24 名のうち、特定保健指導にかかわることができる時間の平均は年 99 時間 (標準偏差 89 時間) であった (表 18)。

#### 【産業医間の比較】

産業医業務への投入時間を対応のない t 検定で嘱託産業医と専属産業医で比較した。有意水準を .05 とした場合、有意差のあったものは、職場巡視、衛生委員会の出席、その他であった (表 19)。

## D. 考察

産業医業務への投入時間は労働安全衛生法に基づく健康診断が20～23%と最多であった。嘱託産業医においては衛生委員会や職場巡視の業務投入時間が併せて30%程度あり、かつ、月の契約時間が8時間程度であることから、ほかの業務をこれ以上追加することは容易ではないことが示唆された。専属産業医は勤務時間が長いことから衛生委員会や職場巡視の割合が下がりほかの業務への関与度がその分徐々に上昇していた。安衛法の健康診断への投入時間割合は嘱託産業医よりも専属産業医補能が多い傾向があった。

また、嘱託産業医及び専属産業医の両者とも、高齢者医療確保法による健康診査および特定保健指導への関与は2%と低調な状況であった。特定保健指導に関与できる可能性については専属産業医の方が時間的余裕のあることからやや高い傾向があった。とはいえ、嘱託産業医のうち26%程度しか関与できないうえに、その投与可能時間は年8時間程度であること、専属産業医の33%が関与できると回答し、年に投入できる時間が99時間であり、専属産業医であっても3分の2は関与できないという実態があるうえに、全労働者のうち、専属産業医がいる割合は10.5%程度（経済センサス調査）と推計されていることから産業医による特定保健指導への関与を今の状況のまま社会実装することは現実的ではなく、フィージビリティを高める取り組みや産業医や事業場のメリットを検討することが必要であると考えられる。

労働安全衛生法と高齢者過去補遺両方の健康診査の違いについてここで考察したい。労働安全衛生法の健康診断の目的は職務適性上の問題点を整理するために実施される。事業者にとっては有所見者を就業させ続けることは安全配慮義務を

達成できないことがあり得るため就業上の措置として就業制限や就業禁止の措置を行うことが必要となる。つまり、労働者にとって見たら職務適性上の懸念から現在についている作業から外れることが求められることがあり必ずしも労働者にとって利益が得られるものではない（労働安全衛生法第六十六条の四、第六十六条の五）。また、労働安全衛生法第六十六条の七では事業者に対して保健指導の努力義務を課しているが、法令上の義務でないことと前述する就業上の措置との整合性の観点から懸念点が存在する。産業医は事業者および労働者にとって、独立であることが要求されており（産業衛生学会産業保健専門職の倫理指針）、職務適性判断をしつつ特定保健指導による個人の健康支援を行う際に、（特に重症者への対応を行う際に）事業者や労働者、さらには健康保険組合に対して利益相反が発生する可能性がある。安衛法の健康診断の関与に比べ、特定保健指導への関与度が低いことはこれらのことも影響していることが考えられる。今後は産業保健職が特定保健指導に関与する際の倫理的問題点についても整理されることが必要である。

#### 研究の限界

本報告書はデータクリーニングが十分に進んでおらず、例えば回答者の投入時間割合の合計が100%になっていないなどの問題点が存在している。中間報告的な位置づけで再検討が必要と考えられる。しかしながら、特定健康診査および特定保健指導に対する産業医の関与度が低いこと、および、今後の関与の可能性については一部の産業医しか対応できないという結果が大幅に変わる可能性は低いと考えられる。

## E. 結論

産業医の特定保健指導への関与は現時点では低調であることが示された。社会実装についても、制度だけ入れても混乱する可能性が高く、産業保健スタッフや事業場のメリット、安衛法健診対応との倫理的課題の克服が必要であることが示唆された。

## F. 研究発表

### 1. 論文発表

なし

### 2. 学会発表

なし

## G. 知的所有権の取得状況

なし

### 1. 特許取得

なし

### 2. 実用新案登録

なし

### 3. その他

なし

嘱託産業医

表1：業種

		度数	パーセン ト	有効パーセン ト
有効	製造業（第2次産業）	47	43.5	43.5
	非製造業（第3次産 業）	61	56.5	56.5
	合計	108	100.0	100.0

表2：労働者数

	記述統計量				
	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
おおよその従業員数を 教えてください。	108	50	6000	401.81	845.103

表3：医師歴

	記述統計量				
	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
医師歴	108	1.0	50.0	13.671	9.5632

表4：契約時間（月●時間）

	記述統計量					
	度数	範囲	最小値	最大値	平均値	標準偏差
ひと月の契約時間を教 えてください。（●● 時間/月）	106	49.5	.5	50.0	8.217	11.1131

嘱託産業医

表5：業務投入時間（パーセント）

	最小値	最大値	平均値	標準偏差
「労働安全衛生法の健康診断(企画、事後措置、保健指導など)」に関する活動時間（●●%/年）	.0	61.5	19.992	14.6994
「高齢者医療確保法による特定健康診査・特定保健指導」に関する活動時間（●●%/年）	0	20	1.76	3.499
「職場巡視」に関する活動時間（●●%/年）	0	50	14.56	11.744
「衛生委員会（資料の作成を含む）」に関する活動時間（●●%/年）	.0	60.0	15.206	12.2978
「ストレスチェック（面接指導含む）」に関する活動時間（●●%/年）	.0	30.0	7.392	5.4807
「過重労働対策（面接指導含む）」に関する活動時間（●●%/年）	0	45	7.23	7.752
「メンタルヘルス対策（ストレスチェック、過重労働対策を除く）」に関する活動時間（●●%/年）	0	70	15.56	14.701
「身体疾患罹患者の職場復帰・両立支援」に関する活動時間（●●%/年）	.0	25.0	6.193	5.2893
「健康教育・労働衛生教育（資料の作成を含む）」に関する活動時間（●●%/年）	.00	40.00	6.2409	6.30001
「作業環境管理」に関する活動時間（●●%/年）	.0	15.0	2.871	2.8614
「作業管理」に関する活動時間（●●%/年）	.0	20.0	2.629	2.9872
上記以外の「その他（健康障害の原因調査等）」の活動時間（●●%/年）	.0	20.0	2.708	4.1056

嘱託産業医

表6：産業医としての契約時間は充分であるか

	度数	パーセント
充分である	15	13.9
まあ充分である	53	49.1
あまり充分でない	30	27.8
まったく充分でない	10	9.3
合計	108	100.0

表7：うち、「あまり充分でない」「まったく充分でない」と回答したものが必要と感じる契約時間

	記述統計量				
	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
産業保健活動の時間として適正な時間は月何時間ですか？（●●時間/月）	40	1	100	23.58	27.374

表8：現在の契約時間で特定健康診査にかかわることは可能か？

	度数	パーセント
有効 可能である	8	7.4
まあ可能である	21	19.4
あまり可能でない	44	40.7
まったく可能でない	35	32.4
合計	108	100.0



嘱託産業医

表9「可能である」「まあ可能である」と回答したもののうち、特定保健指導にかかわることができる時間

	記述統計量				
	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
年間に当該事業場において特定保健指導に投入可能な活動時間（●●時間/年）を記入してください。※すでに投入している時間も含めて記入してください。	29	.05	40.00	11.0362	9.29644

専属産業医

表10：業種

		度数	パーセント
有効	製造業（第2次産業）	45	59.2
	非製造業（第3次産業）	31	40.8
	合計	76	100.0

表11：従業員数

	記述統計量				
	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
おおよその従業員数を教えてください。	76	100	23000	3044.47	4167.042

表12：医師歴

	記述統計量				
	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
医師歴	76	1	31	10.83	8.060
有効なケースの数（リストごと）	76				

専属産業医

表13：契約時間（週●時間）

	記述統計量				
	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
医師歴	76	1	31	10.83	8.060

表 14：業務投入時間（パーセント）

	最小値	最大値	平均値	標準偏差
「労働安全衛生法の健康診断(企画、事後措置、保健指導など)」に関する活動時間（●●%/年）	0	68	22.55	16.188
「高齢者医療確保法による特定健康診査・特定保健指導」に関する活動時間（●●%/年）	0	25	2.05	4.484
「職場巡視」に関する活動時間（●●%/年）	.0	20.0	6.217	4.9869
「衛生委員会（資料の作成を含む）」に関する活動時間（●●%/年）	0	35	6.89	5.527
「ストレスチェック（面接指導含む）」に関する活動時間（●●%/年）	.0	20.0	6.875	4.5079
「過重労働対策（面接指導含む）」に関する活動時間（●●%/年）	0	80	9.20	10.031
「メンタルヘルス対策（ストレスチェック、過重労働対策を除く）」に関する活動時間（●●%/年）	0	60	17.91	14.631
「身体疾患罹患者の職場復帰・両立支援」に関する活動時間（●●%/年）	.0	50.0	7.711	7.9163
「健康教育・労働衛生教育（資料の作成を含む）」に関する活動時間（●●%/年）	0	30	6.74	5.305
「作業環境管理」に関する活動時間（●●%/年）	.0	10.0	3.068	2.6539
「作業管理」に関する活動時間（●●%/年）	.0	10.0	2.733	2.4389
上記以外の「その他（健康障害の原因調査等）」の活動時間（●●%/年）	0	40	4.41	6.630

専属産業医

表15：契約時間に関する充足度

	度数	パーセント
充分である	29	38.2
まあ充分である	26	34.2
あまり充分でない	16	21.1
まったく充分でない	5	6.6
合計	76	100.0

表16：「あまり充分でない」「まったく充分でない」と回答したものが考える必要な時間（月●時間）

	記述統計量				
	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
産業保健活動の時間として適正な時間は月何時間ですか？（●●時間/月）	21	32	300	124.14	71.172

表17：特定保健指導にかかわることは可能か

	度数	パーセント
可能である	12	15.8
まあ可能である	13	17.1
あまり可能でない	27	35.5
まったく可能でない	24	31.6
合計	76	100.0

専属産業医

表18：「可能である」「まあ可能である」と回答したもののうち、特定保健指導にかかわることができる時間

	記述統計量				
	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
年間に当該事業場において特定保健指導に投入可能な活動時間（●●時間/年）を記入してください。※すでに投入している時間も含めて記入してください。	24	2	300	99.00	88.616

表 19：投入時間比較

	嘱託産業医		専属産業医		有意差
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差	
「労働安全衛生法の健康診断(企画、事後措置、保健指導など)」に関する活動時間 (●●%/年)	19.992	14.6994	22.55	16.188	0.27
「高齢者医療確保法による特定健康診査・特定保健指導」に関する活動時間 (●●%/年)	1.76	3.499	2.05	4.484	0.62
「職場巡視」に関する活動時間 (●●%/年)	14.56	11.744	6.217	4.9869	<0.05
「衛生委員会 (資料の作成を含む)」に関する活動時間 (●●%/年)	15.206	12.2978	6.89	5.527	<0.05
「ストレスチェック (面接指導含む)」に関する活動時間 (●●%/年)	7.392	5.4807	6.875	4.5079	0.50
「過重労働対策 (面接指導含む)」に関する活動時間 (●●%/年)	7.23	7.752	9.20	10.031	0.13
「メンタルヘルス対策 (ストレスチェック、過重労働対策を除く)」に関する活動時間 (●●%/年)	15.56	14.701	17.91	14.631	0.28
「身体疾患罹患者の職場復帰・両立支援」に関する活動時間 (●●%/年)	6.193	5.2893	7.711	7.9163	0.12
「健康教育・労働衛生教育 (資料の作成を含む)」に関する活動時間 (●●%/年)	6.2409	6.30001	6.74	5.305	0.58
「作業環境管理」に関する活動時間 (●●%/年)	2.871	2.8614	3.068	2.6539	0.71
「作業管理」に関する活動時間 (●●%/年)	2.629	2.9872	2.733	2.4389	0.80
上記以外の「その他 (健康障害の原因調査等)」の活動時間 (●●%/年)	2.708	4.1056	4.41	6.630	<0.05